No. 03 粟崎未来共創通信

令和7年 1月20日

【発行元】金沢市危機管理課被災地区復旧推進室
〒920-8577　TEL 076-220-2362
金沢市柿木畠1番1号

『液状化対策の住民アンケート結果について』

12月14日（土）に開催した液状化対策地元説明会において、住民の皆様に液状化対策に関する意向調査にご協力いただきました。参加された114名のうち、77名の方からアンケートにご回答いただきました。

アンケートでは、地下水位低下工法による液状化対策の実施について意見を伺ったところ、27名の方から意見をいただきました。

いただいた意見については以下のとおりです。

- 地下水位低下工法による液状化対策を行ってほしい……12名
- 早く対策工事を進めてもらいたい……7名
- 設計完了した際に、具体的な詳細説明をお願いしたい……3名
- 井戸が枯れると困るので対応して欲しい……3名
- 地盤沈下しないか心配……2名

ご回答ありがとうございました。

「井戸が枯れると困るので対応して欲しい」や「地盤沈下しないか心配」等といったご意見をいただきましたが、今後の詳細設計や実証実験の結果を踏まえ、引き続き、対応を報告させていただきます。

『粟崎地区臨時相談窓口を開催しました』

1月11日（土）～13日（祝）の3日間、粟崎文化センターにて被災宅地等の復旧支援制度に関する臨時相談窓口を開催し、41組の方から相談がありました。

皆さんからのご相談に対して、補助制度の申請方法や工事計画へのアドバイスをさせていただきました。


住民説明会の様子


道路高さの相談の様子

【窓口でよく聞かれる相談内容】

・(相談)道路復旧工事後でなければ住宅傾斜修復工事はできないのか？
→道路復旧工事を待たずに、住宅傾斜修復を行ってもらうことは可能です。

・(相談)住宅傾斜修復工事と時期を分けて土間復旧工事を行いたいが可能か？
→可能です。補助限度内であれば複数回申請ができる様になったので、道路復旧工事に合わせて土間復旧工事を行うことができます。

・(相談)土地境界の問題が明確にならなければ家を建替えできないのか？
→建物を境界からある程度離すことで境界問題の影響を受けずに建替えることが可能です。なお、境界ブロック等の復旧は、別途、土地境界の確認に合わせて復旧されることをお勧めします。

■ 被災宅地等復旧費補助金交付制度

住宅基礎の傾斜修復・のり面や擁壁の復旧工事・地盤の復旧工事・地盤改良工事が対象です。

・対象工事に要する額から５０万円を控除した額に　５／６　を乗じた額
・補助上限額　９５８．３万円

※市内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者が対象です。
※令和６年６月３０日以前に行った工事も対象となります。
※令和６年７月１日以降に行う工事は事前申請が必要になります。

詳細につきましては、右記二次元コードから金沢市公式HPをご覧ください。

金沢市 宅地復旧

■ 被災家屋等の解体・撤去制度

り災（被災）証明書で「半壊」以上に認定された家屋等が対象です。

・**公費解体**…被災した家屋等を市が解体・撤去するもの
・**自費解体**…被災した家屋等を所有者が業者と契約し解体・撤去するもので、支払った費用に対して市が費用償還を行うもの

※申請期限は**令和７年３月３１日**です。
（自費解体の場合は申請までに解体完了かつ解体業者への支払いが必要です。）
※当制度を活用される場合はお早めに環境政策課（220-2304）までご相談ください。

詳細につきましては、上記二次元コードから金沢市公式HPをご覧ください。

金沢市 公費解体